

○ 対応期間 令和3年1月14日(木)～2月7日(日)

※期間が変更となる場合は後日再通知あり

1 感染防止対策等の徹底

(1) 健康観察の徹底

- ・ 登校前の検温等や登校後の健康観察の徹底
- ・ 同居家族に発熱等の風邪症状がある場合にも、出席停止の措置をとる。

(2) 校内での感染拡大防止対策の継続

- ・ 手洗い、手指消毒、マスク着用、換気、清掃、消毒の徹底

(3) 緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来の自粛

- ・ やむを得ず往来する場合は、往来後2週間の健康観察の徹底

2 「感染リスクが高い学習活動」の停止等

(1) 各教科等で停止すべき活動

- ・ 理科における近距離で活動する実験や観察
- ・ 音楽科での歌唱指導、身体接触を伴う活動、管楽器（リコーダー、鍵盤）の演奏
- ・ 図画工作科での近距離で活動する共同制作や鑑賞活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育科での密集運動や、近距離での組み合わせや接触する場面が多い活動
- ・ 密集して長時間（約15分以上）活動するグループ学習
- ・ 近距離（約1メートル以内）で一斉に大きな声で話す活動
- ・ 密集して行う学校行事、他の都道府県に移動する校外学習や行事

(2) 体育での注意事項

- ・ 可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、呼吸が激しくなる運動を避ける。
- ・ 運動していないときや、呼吸が激しくならない軽度な運動の際はマスクを着用する。

(3) 飲食場面での注意事項

- ・ 飛沫をとばさないよう、対面しない、大声で会話しない。
- ・ 食後の歓談時には必ずマスクをする。
- ・ 職員室での会食等も、席の配置や会話を控えるなど飛沫をとばさないよう配慮する。

3 学校外での感染防止対策として

(1) 児童同士の会食やマスクをはずしての会話など感染リスクの高い行動を自粛する。

(2) 不要不急の外出や外泊を自粛する。

4 心のケア等

- ・ 感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発をはかる。
- ・ 教職員のメンタルヘルスにも十分注意する。